

大和郡山市 緑の基本計画

概要版

みどりと歴史と人が織りなす 金魚が泳ぐ豊かなまち



緑の基本計画とは

 緑の基本計画は、都市における緑のもつ様々な機能と役割を踏まえ、長期的視点と地域の実情を勘案して、市民・事業者・行政が一体となった緑地の保全と推進に関する取り組みを総合的に進めるための目標と施策を定めるもので、都市緑地法に基づく計画です。

 「大和郡山市緑の基本計画」は、2021年から2035年までの概ね15年間の計画期間としています。

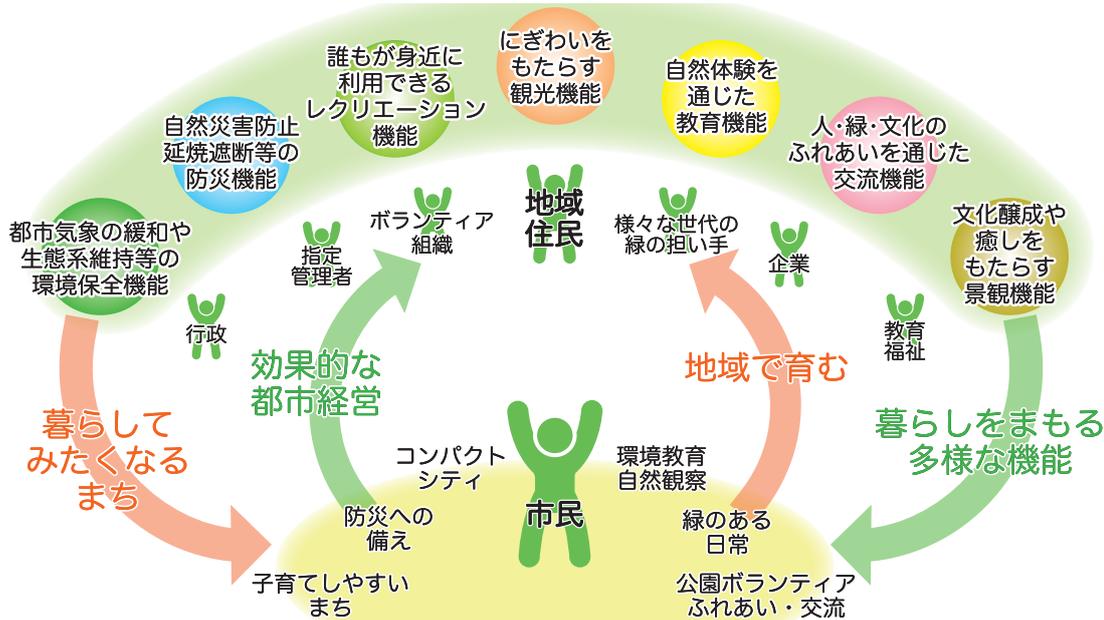
緑の将来像

緑を取り巻く様々な課題に対し、緑の保全と活用を積極的に進め、『緑がもつ多面的機能を発揮させること』により、持続可能性のあるまちづくりの実現を図っていくことが私たちに求められた課題だと考えられます。

『大和郡山市緑の基本計画』によるまちづくりでは、本市の緑のストックを世代を超えた共有財産として認識し、幅広い市民協働のもと「人を潤し歴史をつなぐ水と緑」を育み、「豊かな暮らし」を目指します。

基本理念

みどりと歴史と人が織りなす 金魚が泳ぐ豊かなまち



「緑」のある豊かな暮らし

緑の将来像図

みんなに恵をもたらす緑をまもる

- 矢田丘陵の自然
- 農地や集落からなる田園
- 郡山城跡
- 金魚池が集積するエリア
- 環濠集落などの歴史文化景観
- 史跡の緑
- 社寺境内地
- ため池
- 生産緑地

みんなが安心して楽しめる緑をつくる

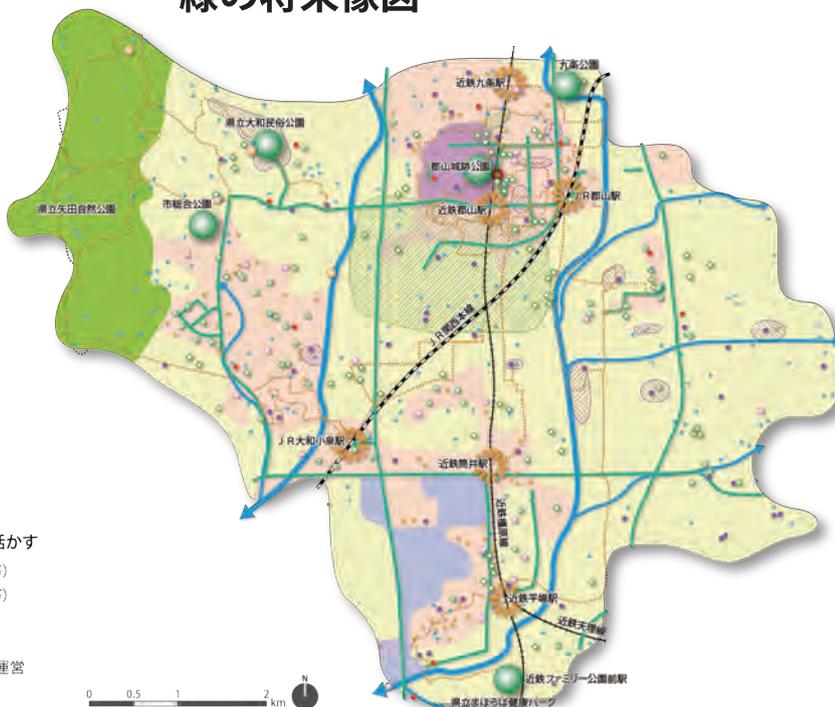
- 大規模な公園
- 身近な公園等
- 駅周辺
- ◇ 公共施設の緑化

人と自然が共生する緑をつなげる

- 回遊ルート、ハイキングコース
- 緑豊かな道路
- 自然豊かな河川

暮らしやすさを向上させる緑を育て活かす

- 市民により育まれる緑(住宅地等)
- 企業により育まれる緑(工業地等)
- 花いっぱい活動
- 市民による緑の活動
- 民間ノウハウの活用による公園運営



基本方針

1
みんなに
恵をもたらす
緑をまもる

2
みんなが
安心して
楽しめる
緑をつくる

3
人と自然が
共生する
緑をつなげる

4
暮らしやすさを
向上させる
緑を育て活かす

実現に向けた施策の体系

重点プロジェクト

具体的な施策

(1) 豊かな自然環境となる緑をまもる

(2) 個性ある景観を形成する歴史・文化の緑を守る

(3) まちの発展を支えてきた恵みの緑を守る

(1) 多様な機能を有する大規模な公園等を活用する

(2) 身近な公園等を充実する

(3) 公共空間の緑化により暮らしやすいまちづくりを先導する

(1) きめ細やかな緑をつなげる

(2) エコロジカルネットワーク形成のための緑をつなげる

(1) 緑を普及・啓発する

(2) 協働の取組の機運づくり

(3) 協働に関わる仕組みづくり

緑豊かなにぎわい城下町プロジェクト

- ・郡山城跡周辺の景観保全
- ・郡山城跡公園の整備推進
- ・Park-PFI（公募設置管理制度）の活用
- ・市民、事業者との連携、協働による多様なイベントの開催
- ・緑の連続性と回遊性の向上
- ・市民、事業者等との連携による緑化の促進

金魚が泳ぐ文化的景観継承プロジェクト

- ・金魚池の保全活用
- ・保存樹・保存樹林等の指定
- ・緑の連続性と回遊性の向上
- ・市民、事業者等との連携による緑化の促進

里山と公園の育みプロジェクト

- ・自然体験・環境学習の拠点としての利用促進
- ・大規模公園の整備推進
- ・大規模公園におけるスポーツ・健康づくりイベント等の開催
- ・公園協議会の設置

- ① 丘陵地における自然環境の保全
- ② 丘陵地の利用促進
- ③ 自然体験・環境学習の拠点としての利用促進
- ④ 農地の保全
- ⑤ 都市農地の保全
 - a. 生産緑地地区の確保
 - b. 市民農園等の整備
- ⑥ 河川環境の保全・活用
- ⑦ その他緑に係る地域指定による民有地の緑の保全

- ① 郡山城跡周辺の緑の保全
- ② 郷土色豊かな環境の保全
 - a. 環濠集落など農村集落景観の保全
 - b. 保存樹・保存樹林等の指定

① 観光や産業振興につながる緑の保全

- ① 大規模な公園の整備推進
- ② 大規模な公園におけるスポーツ・健康づくりイベント等の開催

- ① 身近な公園等の充実
- ② 児童遊園等の充実

- ① 学校施設の緑化
- ② その他の公共施設の緑化
- ③ 道路緑化

- ① 歴史・文化資源や緑地のネットワークづくり
- ② 水辺と親しむレクリエーションネットワークづくり

- ① 河川等の水辺環境の保全・活用
- ② 支流やため池とのネットワーク

① 緑の普及・啓発

- ① 市民・事業者・行政の連携促進
 - a. 市民、事業者等との連携による緑化の促進
 - b. 自治会との連携による住宅地などの緑化の促進
 - c. 工業団地における効果的な緑化促進

- ② 魅力あふれる緑のイベントの促進
- ③ 緑づくりの担い手育成
- ④ 緑の表彰制度

- ① 市民緑地認定制度の活用
- ② みどり法人制度の活用
- ③ Park-PFI（公募設置管理制度）の活用
- ④ 公園協議会の設置

重点プロジェクト

緑豊かなにぎわい城下町プロジェクト

本市のシンボルである郡山城跡や、歴史的なまちなみを活かし、歴史の風情たどる観光地として、市内外ひいては全国、海外からの観光客でにぎわう地区をめざします。郡山城跡は国史跡指定に向けた取り組みや歴史公園として整備拡張を進めます。市民や事業者との連携・協働により、緑と歴史が調和するにぎわいの場づくりや歩きたくなるまちづくりを推進します。



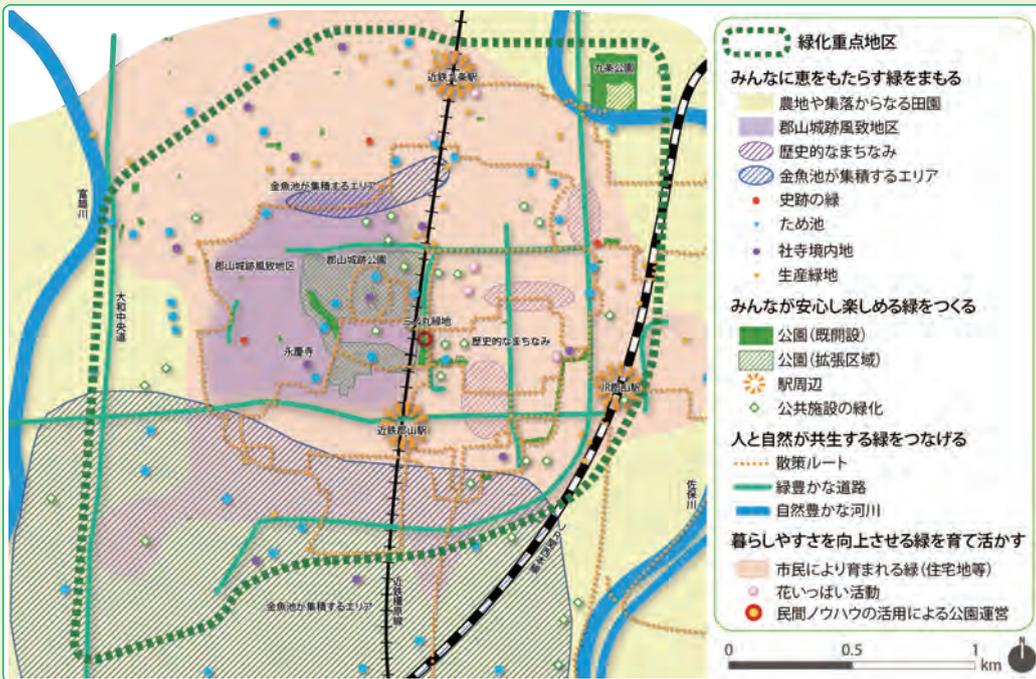
郡山城跡



お城まつり

郡山城跡周辺緑化重点地区

本市のシンボルである郡山城跡を核とする城下町エリア（約300ha）



郡山城跡周辺緑化重点地区計画図

プロジェクトを支える施策群

- 郡山城跡周辺の景観保全
- 郡山城跡公園の国史跡指定と公園拡張
- Park-PFI（公募設置管理制度）の活用によるにぎわいの場づくり（三ノ丸緑地など）
- お城まつりなど、市民、事業者との連携・協働による多様なイベントの開催
- 民有地の緑化促進と、オープンカフェ等の市民が気軽に集える場の確保とその活用（近鉄郡山駅やJR郡山駅周辺）
- 郡山城跡・外堀緑地・旧城下町の歴史的なまちなみなどの歴史資源を、道路や公共施設や民有地の緑化などにより、緑の連続性と回遊性を向上
- 歴史文化資源を巡る散策ルートの設定とそのルート上における沿道緑化や民有地を活用した休憩スポットの設置

南部産業拠点緑化重点地区

昭和工業団地、郡山下ツ道ジャンクションを中心とする流通産業拠点エリア（約500ha）

- 昭和工業団地では、壁面緑化や屋上緑化など、視覚的に緑を認識しやすい緑化手法の導入促進
- ジャンクションの周辺では、沿道やオープンスペースへの緑化を促進するとともに、立地が進みつつある商業・サービス施設や流通系施設の緑化を促進
- 西名阪自動車道周辺の既存集落地では、筒井城址及び多くの社寺が点在する落ち着いたまちなみを保存・活用し、歴史と緑のネットワークを構築



工場緑化（味覚糖奈良工場）



壁面緑化事例（公財）都市緑化機構 HP より



南部産業拠点緑化重点地区計画図

金魚が泳ぐ文化的景観継承プロジェクト

金魚池は、江戸時代からつづく伝統産業として郷土色豊かな環境や景観を形成しており、世代を超えた本市の共有財産であることから、金魚池の保全活用と周囲に広がる田園景観や社寺仏閣と一体となった緑の保全を図ります。また、これらの歴史文化資源を巡る「観光レクリエーションルート」を設定し、市民、事業者との連携と協働による花壇やプランター緑化を進め、地域の観光振興につなげる取組を検討し、推進します。

プロジェクトを支える施策群

- 金魚池の保全・活用による観光振興
- 農業振興地域や同農用地区域の指定継続と農業振興策による田園景観の保全
- 保存樹・保存樹林等の指定
- 「観光レクリエーションルート」の設定による緑の連続性と回遊性の向上
- 「観光レクリエーションルート」周辺における市民、事業者等との連携による花壇やプランター緑化等の促進



金魚池の文化的景観



金魚すくい大会



金魚池を核とする地域の文化的景観の継承と活性化のイメージ

里山と公園の育みプロジェクト

本市の緑の拠点である矢田丘陵地の里山と郡山城跡公園などの大規模公園を舞台として、緑とふれあい、緑の大切さを学び、緑を育てる心をはぐくむことで、市民、事業者、行政との連携と協働による緑づくりの取組を促進します。

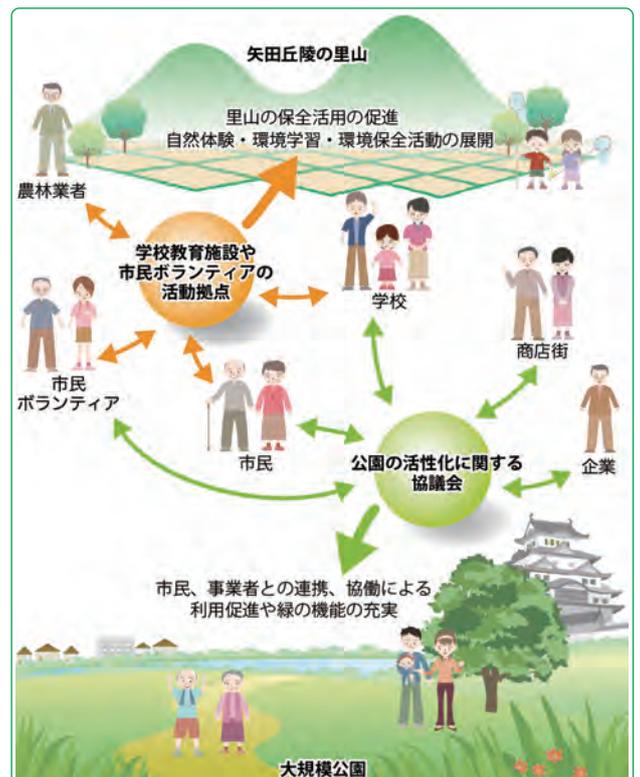
プロジェクトを支える施策群

里山

- 矢田丘陵地は、レクリエーションの場、市民ボランティアや教育施設等による環境保全活動の場として、里山の保全・活用を促進
- 矢田山遊びの森や里山の駅「風とんぼ」、奈良学園などの教育施設では、自然体験、環境学習、環境保全活動などの拠点として活用を促進

公園

- 大規模公園では、スポーツを楽しめる場や子どもたちの遊び場、多様な世代が交流できる場、散策や憩いの場など、市民、事業者との連携、協働による利用促進や緑の機能の充実
- 公園の活性化に関する協議会を設置し、官民連携による賑わい創出に向けたイベント開催など、公園の活性化方策を検討
- 郡山城跡公園の桜祭り、茶会、パレードやコンサート、感謝祭、矢田山の森林保全と森林ボランティアの育成、大和郡山市総合公園や県立まほろば健康パークでのスポーツイベントの開催といった魅力あふれる緑のイベントなど、多様な利用を促進



市民・事業者・行政との連携・協働のイメージ

施策の方針

基本方針	具体的な施策
<p>1. みんなに恵みをもたらす緑をまもる</p> <p>(1) 豊かな自然環境となる緑をまもる</p>	<p>① 丘陵地における自然環境の保全 矢田丘陵地は、自然公園区域、風致地区、近郊緑地保全区域、保安林区域等の法制度に基づく適切な地域制緑地の指定の継続を促進し、適切な保全に努めます。</p> <p>② 丘陵地の利用促進 既存のハイキングルートを活用しながら矢田山遊びの森などの観光レクリエーション施設や矢田寺などの歴史、文化資源等を巡るハイキング利用の促進に取り組みます。</p> <p>③ 自然体験・環境学習の拠点としての利用促進 自然体験・環境学習の拠点として、子どもの森や里山の駅「風とんぼ」などの施設の利用を促進します。具体的な保全・育成活動の展開つながら自然体験や環境学習の拠点としての利用を促進します。</p> <p>④ 農地の保全 市街化調整区域内の農地は、「なら担い手・農地サポートセンター」と連携しながら、多様な担い手への農地利用の集積、集約化などの取り組みを進め、農業振興地域や農用地域として適切な保全に努めます。</p> <p>⑤ 都市農地の保全 a. 生産緑地地区の確保 生産緑地地区については、令和元年に市条例による生産緑地の面積要件引き下げに係る条例を制定しました。今後、各地区における市街化区域内の農地の利用状況や周辺の土地利用状況などの地域特性とともに、緑地確保の状況や都市公園等の整備状況を踏まえながら、生産緑地地区の追加指定について検討を進めます。 b. 市民農園等の整備 平成 28 年の生産緑地法の改正により、生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランが追加されました。農業者の営農継続の観点から、これらの必要な施設の整備を促進し、都市における農とのふれあい拠点や農業振興の発信拠点としての農地の活用方策を検討していきます。また、平成 30 年の都市農地貸借法の制定により、市民農園を開設する場合に生産緑地を農地所有者から直接借りることが可能となりました。このような制度を活用しながら、農地所有者と借り手とのマッチング方策を検討するなど、都市農地の活用方策を検討します。</p> <p>⑥ 河川環境の保全・活用 佐保川や富雄川、その支流については、生き物の生息、生育環境となる水辺環境として、繁茂する雑草の除草や清掃活動等、市民等との連携による環境美化活動や事業者等の社会貢献活動を促進することで、水辺環境の保全および活用の促進に努めます。</p> <p>⑦ その他緑に係る地域指定による民有地の緑の保全 緑化協定(みどりの協定)の締結や地区計画の指定により、緑豊かなまちなみを形成している地区については、指定の継続を促します。このため『(仮)緑の維持管理マニュアル』を作成、運用するなど、市民、事業者との連携と協働により適切な緑の維持管理を促進するための支援を行います。また、壁面・屋上緑化など、建物や工作物を活用した効果的な緑化等により、緑の保全、創出を促進します。</p>
<p>(2) 個性ある景観を形成する歴史・文化の緑を守る</p>	<p>① 郡山城跡周辺の緑の保全 郡山城跡公園周辺は、貴重な歴史、文化資源や自然資源及びそれらが存在する環境を一体的に保全するため、風致地区の指定継続によりその保全に努めます。</p> <p>② 郷土色豊かな環境の保全 a. 環濠集落など農村集落景観の保全 市指定史跡である環濠集落などの歴史、文化資源とその周辺に存在し、ともに農村集落景観を形成している社寺林や農地、あぜ道、ため池などを一体的に保全するため、農用地域や文化財指定、風致地区などの地域制緑地の指定により保全を図ります。 b. 保存樹・保存樹林等の指定 神社仏閣などの歴史、文化資源と一体となって存在し、地域のシンボルとなっている樹木、樹林等は、保存樹、保存樹林として指定することで、適切な保全に努めます。</p>
<p>(3) まちの発展を支えてきた恵みの緑を守る</p>	<p>① 観光や産業振興につながる緑の保全 金魚池は、江戸時代からつくづく伝統産業として郷土色豊かな環境や景観を形成するとともに、所有者との連携を図りながら、市民、事業者、行政との連携と協働により引き続きその保全活用に努めるとともに、観光資源として活用し、地域の観光振興につなげます。</p>
<p>2. みんなが安心して楽しめる緑をつくる</p> <p>(1) 多様な機能を有する大規模な公園等を活用する</p>	<p>① 大規模な公園の整備推進 郡山城跡公園をはじめ、県立大和民俗公園、県立まほろば健康パークなどの大規模な公園については、未供用区域の整備の推進とともに、一層の活用促進を図るために、スポーツを楽しめる場や、子どもたちの遊び場、多様な世代が交流できる場、散歩や憩いの場、防災拠点など、各公園の特性に応じて、市民、事業者との連携、協働による利用促進や緑の機能の充実に努めます。</p> <p>② 大規模な公園におけるスポーツ・健康づくりイベント等の開催 市内の大規模公園においては、既に実施されている観光協会が主催するお城まつりパレードなどの既存の取り組みの支援や新たなイベント等の誘致など、市民、事業者との連携、協働による多様なテーマ（歴史と文化、スポーツおよび健康、学び、遊びなど）のイベント等を開催し、公園利用の促進や関連する施策整備を検討します。</p>
<p>(2) 身近な公園等を充実する</p>	<p>① 身近な公園等の充実 老朽化した既設公園については、長寿命化計画に従い維持管理を進めながら必要に応じて補修を行います。地域特性や地域ニーズを踏まえた公園施設の充実や維持管理を工夫することで、高齢者や障がい者、子育て世代等誰もが安心して利用できる空間づくりに努めます。また、少子高齢化等に伴う利用ニーズを踏まえた公園、緑地のあり方や配置について検討を行います。</p> <p>② 児童遊園等の充実 児童遊園は、子どもの減少や地区住民の高齢化による利用者の減少、コミュニティの希薄化による地区の集いや環境美化活動、地域イベントなどのコミュニティ活動の弱まりにより、利用や適切な維持管理が十分に行われず良好な状態を保ちにくくなっています。このため、周辺の都市公園や公共施設等の配置状況などを勘案しながら、今後のあり方や管理方法等について検討していきます。</p>
<p>(3) 公共空間の緑化により暮らしやすいまちづくりを先導する</p>	<p>① 学校施設の緑化 既に実施されている花壇づくりなどの緑化活動の継続に向けた花苗配布などの支援の継続とともに、芝生の維持管理や花緑の育成管理など、学外の様々な主体との連携と協働による取組へと広げ、地域とのコミュニティ醸成の場としての活用を促進します。</p> <p>② その他の公共施設の緑化 近鉄郡山駅やJR郡山駅周辺では、「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画」に基づき、駅前広場の緑化、イベントやオープンカフェ等の市民が気軽に集える場の確保に努めます。また、その他の駅周辺においても、公共施設等を活用したにぎわいづくりや市民交流の促進に向けた同様の取り組みを行うことに努めます。公共施設では、涼しさを感じられる緑陰形成や、視認性が良く景観的にも美しい植栽など、環境や景観に配慮した緑化に努めます。また、市民、事業者と連携した花壇づくりやプランターの設置など、緑化活動を通じて市民交流やコミュニティの醸成に寄与する取り組みを進めます。</p> <p>③ 道路緑化 都市計画道路などの道路整備では、沿道住民のご理解を得ながら、街路樹や植栽帯などの整備を検討します。また、国道や県道では、城廻り線などの新たな道路整備にあわせた街路樹や植栽帯などの整備、近隣コミュニティによる維持管理制度（アドプト・ロード制度）やまちづくりアイデアサポート事業を活用し、市民、事業者との連携と協働による既存道路の更なる緑化の推進と適切な維持管理を国、県へ要請します。</p>

基本方針	具体的な施策
<p>3. 人と自然が共生する緑をつなげる</p> <p>(1) きめ細やかな緑をつなげる</p> <p>(2) エコロジカルネットワーク形成のための緑をつなげる</p>	<p>① 歴史・文化資源や緑地のネットワークづくり 公園緑地や歴史・文化資源等の緑を効果的に結びつけるため、「観光レクリエーションルート」を設定し、サインや説明板の整備の推進により緑のネットワークの形成に取り組みます。郡山城跡公園周辺では、外堀緑地、旧城下町の建物や歴史的なまちなみなどの歴史資源を、駅前広場の緑や道路の植栽帯、公共施設の植栽地の充実、民有地における接道部の緑化の推進、歩車共存道路の整備にあわせた新たな緑化などにより、緑の連続性を確保することで、回遊性の向上に努めます。</p> <p>② 水辺と親しむレクリエーションネットワークづくり 金魚池やため池、社寺仏閣等の歴史文化資源を周遊するルートを設定し、ルート上における花壇やプランター緑化による歩行空間の演出、道路や公共施設のポケットパーク化や民間施設との連携による休憩スポットの設置とその活用促進などにより「観光レクリエーションルート」を構築し、地域の観光振興に努めます。</p> <p>① 河川等の水辺環境の保全・活用 市民等との連携による環境美化活動や事業者等の社会貢献活動による水辺環境の環境改善を促進します。地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」等を活かし、市民、事業者、行政等の連携、協働による水辺の整備、利用に係る取り組みについて、国の「かわまちづくり」支援制度の活用を検討します。また、PR活動などにより市民、事業者との連携と協働によりこれらの活動を広げつつ、環境活動をきっかけとして、市民が水辺に親しみ、楽しむことができるレクリエーション活動を促進していきます。</p> <p>② 支流やため池とのネットワーク 身近な存在である中小河川や水路、ため池等の改修においては、周辺環境や生態系、田園景観と調和した休憩スポットの活用について検討していきます。</p>
<p>(1) 緑を普及・啓発する</p>	<p>① 緑の普及・啓発 市民、事業者等に緑化活動等への参加、協議、活動の場を提供するとともに、パンフレットやガイドライン等の作成、配布、ホームページの活用、公園情報アプリ「PARKFUL」等を通じて、花緑や公園情報に関する広報活動を推進するなど、緑のまちづくりの基礎となる情報を市民に提供していきます。さらに、緑化に関するイベントの充実など市民の緑化活動への参加促進と緑化意識の高揚を図ります。</p>
<p>4. 暮らしやすさを向上させる緑を育て活かす</p> <p>(2) 協働の取組の機運づくり</p>	<p>① 市民・事業者・行政の連携促進 a. 市民、事業者等との連携による緑化の促進 駅前広場や駅周辺の歴史文化遺産への誘導を図るため、市民団体等と連携・協働して、駅周辺や道路の植栽帯における花と緑の充実に取り組みます。 b. 自治会との連携による住宅地などの緑化の促進 花苗の配布等により、自治会との連携による住宅地の自主的な緑化を支援します。 c. 工場団地における効果的な緑化促進 昭和工業団地における緑の創出については、壁面、屋上緑化など小面積でも市民が視覚的に緑を認識しやすい緑化手法の紹介など、各種支援策を検討します。</p> <p>② 魅力ある緑のイベントの促進 郡山城跡公園や九条公園、総合公園などの都市公園を活用して、展覧会や即売会など、緑に関わるイベントの開催を促進します。</p> <p>③ 緑づくりの担い手育成 花と緑のボランティア養成講座など緑に関する講座の開催や、生涯学習や学校教育の一環として緑づくりに関する取組を促進するなど、緑に関する人材や団体等の育成を検討します。</p> <p>④ 緑の表彰制度 先進的または継続的に緑に関する取組に貢献された市民や団体に対する国や県、公益財団法人などが実施する既存の緑化顕彰制度に関する情報発信や、市独自の顕彰制度の創設を検討します。</p>
<p>(3) 協働に関わる仕組みづくり</p>	<p>① 市民緑地認定制度の活用 平成 29 年の都市緑地法の改正により、民間による市民緑地の整備を促す制度が創設され、まちづくり会社等の民間主体が、市長による設置管理計画の認定を受けることで、市民緑地の設置、管理を行うことができるようになりました。これにより、市民緑地として整備する場合、土地所有者は固定資産税等の軽減を受けることができるほか、施設整備等に対する補助を受けることができます。遊休農地や空き地等を活用した公園と同等の空間を創出する取り組みを進めるため、本制度の活用を検討します。</p> <p>② みどり法人制度の活用 NPOなどの市民団体や企業の社会貢献活動による緑地の保全、整備の取組が広がりつつあり、このような民間主体を公的に位置付け、民間主体による自発的な緑地の保全、整備の推進を図るため、市民緑地の設置及び管理等の管理を実施できる緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度が創設されました。みどり法人制度を活用することで、公的な位置付けを持って業務が可能になることや、みどり法人が管理を行う市民緑地の土地所有者に対する税制特例や施設整備への支援を受けることができることから、既存もしくは新たな緑づくりの担い手を支援する方法の一つとして活用を検討します。</p> <p>③ Park-PFI（公募設置管理制度）の活用 平成 29 年の都市公園法改正により、公園内に飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設を設置するとともに、当該施設で得られる収益を活用した園路や広場等の公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」が創設されました。都市公園における民間資金を活用した新たな整備、管理手法として、本市においても中心市街地などにおけるにぎわいづくりや観光振興等の視点から制度の活用を検討します。</p> <p>④ 公園協議会の設置 平成 29 年の都市公園法改正により、公園管理者だけでなく、市民ボランティア、民間事業者、利用者など多様な主体が参加し、賑わい創出に向けたイベント開催など公園の活性化方策について協議することで、官民連携による公園運営を促進するため、公園の活性化に関する協議会制度が創設されました。本市においても、利便性が高く、観光振興等の視点から広く民間のアイデアを生かした公園活性化の取組が重要と考えられる公園において、協議会の設置を検討します。</p>



緑の目標

計画目標設定の前提条件

- 目標年度：約 15 年後の令和 17 年（2035 年）
- 計画対象区域：都市計画区域（市全域：4,268ha）
- 計画人口：72,242 人

成果目標

- 郡山城跡公園の拡張整備を行う 0.7ha→5.0ha
- 旧市街地、金魚池、社寺仏閣などをつなぐ観光レクリエーションルートを 3 つ以上設定
- 花と緑のボランティア養成講座を開催する（年間 2 回）
- P-PFI 活用数 1 件以上

総量目標（計画目標水準）

目標項目と国が定めた目標水準	緑地面積の総量（推奨水準：30%）			緑地保全の対象となる緑地	施設として整備すべき緑地		
	市街化区域での比率	市域全域に対する比率	実質的な市街地の緑地比率		市街化区域内の都市公園（5㎡/人）	市全域の都市公園（10㎡/人）	都市公園等施設緑地（20㎡/人）
現況	13.3%	75.0%	40.9%	3,097.4ha	1.83㎡/人	7.68㎡/人	39.3㎡/人
目標年次	現状維持			現状維持	5.96㎡/人	12.2㎡/人	50.3㎡/人

※ 緑文字：国が定めた目標水準 ■は推奨基準を満足するもの ■は推奨基準を満足していないもの

計画の推進に向けて

進行管理の考え方

進行管理にあたっては、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・公表（Publication）・市民意見の把握（Learn）・改善（Action）の 6 つの視点により、進行管理の実効性を高めます。

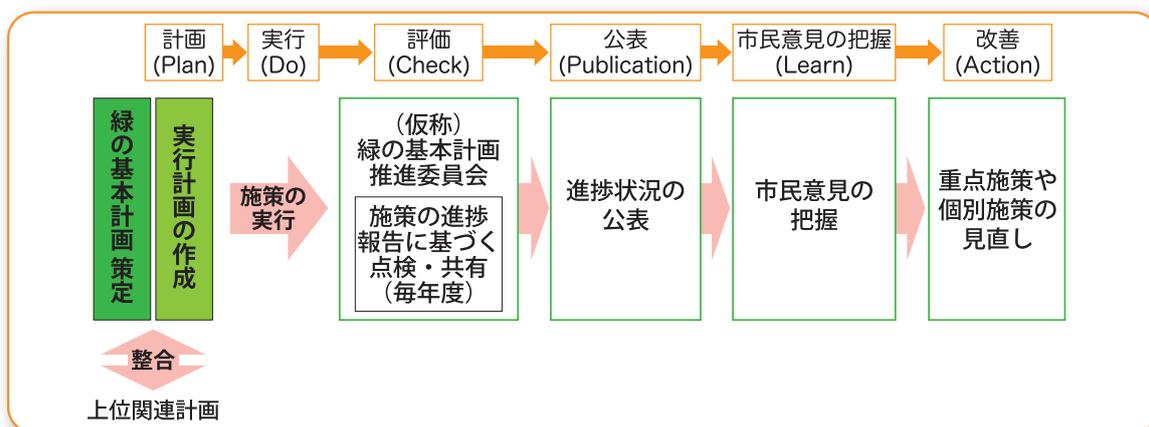


図 進行管理の考え方

進行管理の体制

市民代表・外部有識者・関係各課から構成する「（仮称）緑の基本計画推進委員会」を設置し、施策の進行管理を図ります。

計画の見直し

今後の計画の見直しは、計画内容の進捗や社会動向、県による緑の現況調査の実施時期などを踏まえて、概ね 5 年を目安として計画の見直しを図ります。